

第 年 月 日 号

様

京都市長 門川 大作

京都市先天性代謝異常等検査に係る採血・指導料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました採血・指導料助成金について、先天性代謝異常等検査低所得者取扱要領に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

採血・指導料助成金交付金額 金 円

注 虚偽その他の不正な手段により助成金を受けた場合、本市が交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

第 年 月 日 号

様

京都市長 門川 大作

京都市先天性代謝異常等検査に係る採血・指導料助成金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました採血・指導料助成金について、下記のとおり不支給とすることを決定しましたので通知します。

記

不支給の理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。